

## (仮称) 長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例素案

### (目的)

第1条 この条例は、長崎市よかまちづくり基本条例（平成27年長崎市条例第39号）第3条に規定するまちづくりの基本理念の実現に向けて、住民等、地域コミュニティ連絡協議会（以下「協議会」という。）及び市の役割を明らかにするとともに、市の支援及び協議会の認定等に関し、必要な事項を定めることにより、安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域におけるまちづくり 住民等が自らの地区（第7条第1項第1号に規定する区域をいう。以下同じ。）に必要な取組を、地区全体で話し合い、実行していくことをいう。
- (2) 地域コミュニティ連絡協議会 日常生活を通じて、顔の見える関係を構築できる地区内の住民等が構成員となり、連携及び協力を図りながら地域におけるまちづくりの推進に努める組織で、市長が認定したものをいう。
- (3) 住民等 地区における次に掲げるものをいう。
  - ア 住民 本市の区域内に住所を有する者
  - イ 地域団体 地区のために活動している地縁等により形成された自治会などの団体
  - ウ 市民活動団体等 本市の区域内で不特定かつ多数のものの利益の増進のために活動している個人、法人その他の団体
  - エ 事業者 本市の区域内で事業を営む個人、法人その他の団体
  - オ 通勤・通学する人 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
- (4) まちづくり計画 地区の将来像、課題及び課題解決のための取組について、住民等の多様な主体が参加する話し合いの過程を経て策定した、地区独自の長期的な計画をいう。

### (住民等の役割)

第3条 住民等は、自らの地区への関心を高めるとともに、地域におけるまちづくりの推進に向けた取組への参加及び協力を努めるものとする。

### (協議会の役割)

第4条 協議会は、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) まちづくり計画に基づく地区の課題解決を図る事業の立案及び実施
- (2) 協議会の構成員間における情報共有及び相互連携
- (3) 地区内の住民等に対する情報発信及び協議会の活動への参加促進

### (市の役割)

第5条 市は、協議会の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域におけるまちづくりの推進のために必要な施策を講じなければならない。

(市の支援)

第6条 市は、協議会による地域におけるまちづくりを促進するため、又は協議会が策定したまちづくり計画の実現のために必要があると認めるときは、当該協議会に対し、予算の範囲内において、財政上の措置を講じるとともに、人材の育成、情報の提供、連携・交流の促進その他必要な支援を実施するものとする。

(協議会の認定等)

第7条 市長は、協議会の認定を受けようとする団体が、次の各号のいずれにも該当するときは、協議会として認定することができる。

(1) 活動区域が次のいずれかに該当すること。ただし、地域の実情等を勘案し、市長が適当と認めた区域については、この限りでない。

ア 市立の小学校（統廃合前の小学校を含む。）の通学区域を基礎とする区域

イ 市に設立の届出をしている連合自治会の区域（当該連合自治会に加盟している自治会の区域を合計した区域）を基礎とする区域

(2) 当該地区を代表する組織で、様々な地区課題に対応できること。

(3) 規約又は会則を有していること。

(4) まちづくり計画を策定していること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項に該当すること。

2 前項の認定を受けようとする団体は、申請書に市長が別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、当該協議会にその旨を書面により通知するものとする。

4 協議会は、第2項の規定により申請した事項に変更があったときは、市長が別に定めるところにより、当該変更について市長に届け出なければならない。

5 協議会は、第1項の規定に反する場合又は解散しようとする場合は、市長が別に定めるところにより、当該認定の取り消しについて市長に届け出なければならない。

6 市長は、協議会から前項の規定による届出があったとき、又は市長が別に定める事項に該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

(条例の見直し)

第8条 市長は、必要に応じてこの条例を見直すものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。